

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、個人の健康増進のもと生活の質を向上させる「健康なひとづくり」を、自然に健康になれる「健康なまちづくり」で支えるため、企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めている。こうした取組を一層推進していくため、知事は予算の範囲内で「健康しが」活動創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる者（以下「補助事業者」という。）を交付対象とする。

- (1) 営利法人（企業等）
 - (2) 非営利法人（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等）
 - (3) 任意団体
- 2 次の各号に掲げる者は補助事業者としない。
- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
 - (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等

(交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象事業は、県民の健康づくりに資する取組であり、補助事業終了後も継続的な取組が見込まれるものとする。なお、取組の実施条件は、令和6年度「健康しが」活動創出支援事業募集要項Ⅰ補助事業の内容「4. 補助対象となる事業」に記載のとおりとする。

ただし、令和3年度から令和5年度において「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付対象とした取組は除く。

- 2 この補助金の交付対象事業は、原則として1補助事業者につき1件とし、年度内を通じて実施する一連の取組とする。
- 3 次の各号に掲げる事業は交付対象としない。
 - (1) 専ら営利を目的とする取組
 - (2) 慈善事業等への寄付行為を主目的とする取組
 - (3) 特定の企業・団体の宣伝を目的とする取組
 - (4) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つ取組

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第4条 この補助金の交付対象となる経費、補助率および補助限度額は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、別記様式第2号に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止するとき
- (2) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額があるとき
- (3) 補助事業の重要な部分の変更があるとき

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止の承認決定または補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（事業遅延の届出）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、また補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定より、知事が必要があると認めるときは、補助事業者は別記様式第3号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第4号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日以内または令和7年3月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると

認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、規則第13条の補助金の額の確定通知を行う。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の決定のあった額の10分の9を限度として、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(別記様式第6号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- (2) 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項に定める当該帳簿および証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(標準処理期間)

第20条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定、規則第7条に規定する変更（中止・廃止）の承認および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく状況報告、第10条の規定に基づく実績報告、第12条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告または第13条の規定に基づく交付の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表（第4条関係）

経費の種類	経費の説明	補助率	補助金の額
賃金	助成対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限る。	定額	予算の範囲内かつ補助対象経費の範囲内とし、上限を次のとおりとする。 なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 上限額 2,000 千円
諸謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼		
旅費交通費	移動、宿泊に係る経費		
食糧費	会議等で提供するお茶代等に限る。		
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費（電子機器・電気機器を除く）		
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費		
保険料	活動のための保険料		
広告宣伝費	取組周知のための広告費		
通信運搬費	郵送料、物品等の運搬費等		
委託費（※）	専門家や専門業者などへ委託するための費用		
使用料・賃借料	会場、設備使用料、機材リース料等		
備品購入費（※）	事業実施のために直接必要な備品（借上げが不可であり、かつ事前に承認を得たもの）（電子機器・電気機器を除く）		

※委託料と備品購入費にかかる費用は、その合計を交付決定額の2分の1以内とする。

別記様式第 1 号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体（法人）名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり、同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 関係書類
 - ・事業計画書
 - ・補助事業にかかる収支予算書
 - ・役員名簿（法人または団体の場合）

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 変更申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体(法人)名
代表者職・氏名

発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更(中止)の承認を受けたいので、「健康しが」活動創出支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
- 3 変更(中止)理由

別記様式第3号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 遂行状況報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体（法人）名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、滋賀県補助金等交付規則第11条の規定により次の関係書類を添えて報告します。

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

別記様式第4号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 実績報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体(法人)名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で交付の決定の通知があった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実績書
- ・補助事業にかかる収支決算(見込)書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体(法人)名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で交付の決定の通知があった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、「健康しが」活動創出支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付請求書（概算払）

金 _____ 円

年 月 日付け滋 第 号で決定通知のあった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、概算払により上記金額のとおり交付されるよう、「健康しが」活動創出支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

請求者	住所
	団体（法人）名
	代表者職・氏名
発行責任者	氏名
・担当者	連絡先
	電話番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。